2010年9月2日 日本共産党栃木県委員会 委員長 小 林 年 治 栃木県議会議員 野 村 節 子

# 9月補正予算と施策に関する要望書

2008年のリーマンショック以降、一部大企業の回復ぶりをよそに県内中小企業は相変わらず深刻な苦境におかれています。そのうえ8月後半に入って円高・株安が止まらず、民主党政権の無策ぶりとあいまって、日本経済は「一人負け」ともいわれる状態です。雇用情勢も7月の有効求人倍率が0.51倍と厳しく、全国平均を下回る事態が18ヶ月連続しています。若者の雇用も深刻です。総務省の労働力調査では、北関東地域の4~6月期の完全失業率は5.1%、15歳~24歳の若年失業率は10.9%といずれも全国平均を上回る率となっています。来年の新卒者の採用もさらに厳しくなることが予想されます。

こうしたなか、政府は8月30日、新卒・若年雇用対策などを柱とした追加 経済対策の基本方針を決定、日銀も急激な円高・株安に対応するための金融対 策を発表しましたが、実体経済を暖める実効ある対策はなく期待できません。 雇用と営業の悪化を打開するための対策が求められています。

またこの間、例年にない猛暑のなか冷房のない居室で熱中症で亡くなる人が 続出、所在不明の高齢者問題も発覚するなど、「貧困と格差」の広がりや高齢 者政策の不十分さも浮き彫りになりました。

日本共産党は、補正予算の編成にあたって、県民のくらしと営業を守るために早急に手当てすべき施策と景気回復への実効ある対策を求め、下記の通り要望します。補正予算および施策に反映されますよう強く求めるものです。

記

# 1. 円高不況から県民生活と中小企業を守るために

急速な円高のもと、大企業は円高による利益の減少を防ぐために、中小企業に下請け単価の引き下げを要請したり、生産を縮小し雇用を減らすなど、そのしわ寄せを中小企業と労働者に押し付けている。経済産業省が8月に実施した「円高の影響に関する緊急ヒアリング」の結果、中小下請け企業への取引先からのコストダウンや単価の引き下げ要求が強まっており、1ドル85円水準の円高が継続した場合、中小企業の約7割(下請中小企業の8割強)が「減益」になると回答している。

急速な円高による県内中小企業への影響を調査し、受注と仕事の確保を図るため、各種交付金・基金の活用などを含め、取り得るすべての手だてをとること。

受注が激減した工場などへの固定費補助等の緊急支援を講じること。

経営者団体および県内立地大手製造業に対し、下請け2法にもとづく仕事の発注をふやす、単価の確保を求める、など社会的責任を果たすよう要請すること。

県内金融機関に対し、中小零細企業に十分な資金が回るよう貸し渋りなど を行わないよう要請するとともに、返済計画の猶予等支援策を求めること。

県の制度融資等の条件緩和などを行うこと。

国に対し、円高不況対策として、投機市場の規制、実態経済を暖める内需拡大対策、円高の影響をうけて受注が減った中小企業などに休業補償、直接支援等の緊急対策を講じるよう要望すること。

#### 2. 若者の就労対策について

来春の大学・高校の新卒者ならびに就職できなかった経年度卒業者の就職 支援対策を講じること。

経営者団体および県内立地企業に対し、新卒者ならびに経年度卒業者を正規社員として採用するよう要請すること。

県内中小企業が新卒者ならびに経年度卒業者を正規社員として採用した場合、助成する制度を創設すること。

### 3. 私立高校生の負担軽減について

4月から公立高校授業料無償化と私立高校への就学支援金制度がスタートしたが、対象が授業料に限定されたため、私立高校生には依然として施設費など重い負担がのしかかっている。景気悪化がいっそう深刻となるなか、低所得層の生徒負担の軽減は急務である。

授業料減免制度の対象は生活保護または年収250万円以下とされているが、国の就学支援金の加算対象である350万円以下にまで拡大すること。

授業料減免制度を授業料以外の経費にも拡大するなど制度の改善をはかること。

国にたいし、来年度予算編成において私学助成予算を維持・拡充するよう 求めること。また「高校授業料減免事業等支援臨時特例交付金」の取扱いにつ いて、補助単価の増額や補助対象等要件の拡充を図った場合でも全額基金から 取り崩せるよう改善を求めること。

#### 4. 高齢者の日常的な見守り対策の強化について

県は 2009 年度から「一人暮らし高齢者見守り等支援事業」を実施してきたが、所在不明事件や熱中症の多発などの事態により、100 歳以上に限らず高齢者の実態把握と日常的な見守り活動の拡充が急がれている。県と市町村のとりくみを抜本的に加速、充実させなければならないことは明らかである。

高齢者の実態把握は介護保険法にもとづき地域包括支援センターが行うことになっているが、体制的にも不十分であり、民生委員もなり手不足や権限に限りがある。保健所、福祉事務所など行政職員を増やし、連携して日常的な訪

問活動が実施できる体制をつくること。

遅れている「高齢者見守リネットワークづくり」や包括支援センターの体制強化など市町村への支援を強化すること。

#### 5.イノシシ被害対策のソフト面の支援について

イネの収穫期を迎え、イノシシ等による被害の増加が懸念されている。この間、進入を防止する電気柵の購入費助成など一定の対策が講じられているが、設置方法に誤りがあったり、何らかの要因で進入され被害にあうケースも出ている。独自に2重3重に鉄格子やネットで囲んだり、緩衝地帯をつくるなど努力を重ねている農家もあるが、地域や集落まるごとの対策が必要であり、高齢化や人手不足で十分な対策がとれない農家への支援も必要になっている。

電気柵等の進入防止効果を確実なものとするため、地域や集落ごとに効果的な設置方法等の指導や学習会を開催するなど、県として必要な対策を講じること。市町、関係機関と連携して学習会の開催や講師派遣、費用助成などを支援すること。

# 6. 地上デジタル放送の難視聴対策について

地デジ放送への完全移行が1年後に迫っているが、本県で地デジが視聴できる受信機の世帯普及率は3月時点で77%(全国83・8%)にとどまり、山間部など地形的な要因で受信できない難視地域は267地区、計約2万3千世帯(5月総務省発表)で全国最多となっている。今回の総務省の地デジ浸透度調査は、数字が高めに出ていると調査方法に疑問が指摘されており、また都市部でも、集合住宅などの共聴設備が地デジに対応していない問題もあり、実際にはさらに視聴できない世帯が存在することが懸念される。

国は来年7月の完全移行は、複雑で多くの問題が残されており、1年で解決できる見込みはない。難視聴者や未普及者を残したままの見切り発車は許されない。地デジ対応受信機の普及や買い替えが進み、また低所得世帯対策などが終了し、条件が熟すまで、完全移行を延期するよう政府総務省に申し入れること。

総務省は8月30日に、生活保護などNHK受信料を全額免除されている世帯に限られていた地デジ用チューナー無償配布の対象を住民税非課税世帯にも拡大すると発表した。しかし新対象者には取り付け工事やアンテナ工事の支援は含まれないため不十分である。国に取り付け工事やアンテナ工事も含めて支援することや、高齢者世帯も対象に加えるよう要望すること。

生活保護等の世帯への地デジ用チューナー無償配布は「申し込み」制度であるため、普及が遅れる要因にもなっている。対象世帯へのきめ細かな周知・ 広報が不可欠だが、新対象者も含めて一気に普及させる必要がある。

県は市町村と連携して、周知・広報に尽力すること。また高齢者世帯への普及について、独自に支援策を検討すること。

以上